平成２２年（フ）第３８３０号
大阪府東大阪市旭町11番８号　グレースミユキ305号
債務者　髙橋　志歩（旧姓牟田）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３１号
大阪市生野区林寺５丁目３番25号
債務者　穐吉　雅之
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３２号
大阪市生野区林寺５丁目３番25号
債務者　穐吉　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３６号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―313号
債務者　栗本美生こと　高　　美生
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３７号
大阪市住吉区我孫子５丁目５番22―208号
債務者　住田　裕弘
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４１号
大阪市西区江戸堀３丁目６番25―301号
債務者　小椋　　満
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４３号
大阪市大正区鶴町３丁目７番３―405号
債務者　横山　節子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４８号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番23―1302号
債務者　寒川　直子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４９号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目３番26号
債務者　若松　明子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５０号
大阪府吹田市山田西１丁目23番A11―201号
債務者　半田　有紀
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５１号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　木下　初則
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５９号
大阪府門真市舟田町40番22号
債務者　徳石　春男
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1017番地４
債務者　濵中　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷218番地18　グリーンコーポ102
債務者　松野　博也
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
北海道石狩郡当別町太美町1695番地197
債務者　三澤　昭夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２９号
札幌市白石区米里５条１丁目９番11号
債務者　猪ノ口浩人
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５９号
札幌市西区発寒13条３丁目７番33号　リバービレッジ発寒102号
債務者　小林　麻衣（旧姓芝原）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００６号
札幌市西区琴似４条２丁目２番７号
債務者　平野　梨絵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部